

事 務 連 絡
令和2年12月3日

公益社団法人富山県医師会長 }
各 郡 市 医 師 会 長 } 殿

富 山 県 厚 生 部 長
(公 印 省 略)

土日祝日や夜間に発熱患者等からの電話相談を行う医療機関の募集について（依頼）

平素より、本県の厚生行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度、国通知等を踏まえ、厚生センター及び保健所に設置している受診・相談センターの代理的機能として、土日祝日や夜間に発熱患者等からの電話相談を行う医療機関を別添のとおり募集します。

貴会におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

（参考）

- ・令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）の交付について（9月15日厚生労働省発健0915第7号厚生労働省事務次官通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672637.pdf>

- ・令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応 について（9月15日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672666.pdf>

【事務担当】

健康課感染症・疾病対策班

TEL：076－444－4513

土日祝日や夜間に発熱患者等からの電話相談を行う医療機関を募集します

1. 業務内容等

ア 業務内容

厚生センター、保健所等に設置している「受診・相談センター」と同じ機能・業務

①県内の発熱患者等からの電話相談への対応

②必要に応じて看護職員等（※）が適切な医療機関を案内

③必要に応じて看護職員等（※）が感染対策や受診時の留意事項などを助言

※看護職員等…医師、看護師又は保健師

イ 実施期間 令和 2 年 12 月頃（予定）～令和 3 年 3 月 31 日

ウ 実施時間 平日 17 時 15 分から翌 8 時 30 分まで
土曜・日曜・祝日 8 時 30 分から翌 8 時 30 分まで
※祝日には、年末年始期間（12/29～1/3）を含める

エ 実績報告

相談件数等について毎日報告（報告内容：相談件数、回答内容別相談件数等）

2. 対象医療機関

県から「診療・検査医療機関」の指定を受けた県内医療機関

3. 費用補助

体制整備に必要な費用を 100 万円の範囲内で補助（国からの直接補助）。詳細は別添資料（※）をご確認ください。※添付資料の送付は省略させていただきます。

4. 県ホームページ等での公表

土日祝日や夜間に発熱患者等からの電話相談を行う医療機関として県から指定を受けた場合、医療機関名、相談受付電話番号、相談対応時間等は県ホームページ等で公表されます。

5. 応募方法等

指定申請書を県ホームページより入手のうえ、電子メールに添付して提出してください。また、提出にあたっては別添の指定要綱をご確認ください。なお、応募状況等により指定できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○提出期限 令和 2 年 12 月 17 日（木）17 時必着

○提出方法 電子メール（郵送又は F A X での提出も可）
※件名は「電話相談体制整備医療機関」としてください。

○提出先 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県厚生部健康課「電話相談体制整備医療機関」担当者宛て

E-mail : ml-shinryokensa@pref.toyama.lg.jp

TEL : 076-444-4513 FAX : 076-444-9689

○県ホームページ URL : http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205/kj00022999.html

富山県電話相談体制整備医療機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多数の発熱患者等が適切に相談を受けられるようにするため、土日祝日や夜間に発熱患者等からの電話相談を行う富山県内の医療機関（以下、「電話相談体制整備医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(電話相談体制整備医療機関の要件)

第2条 電話相談体制整備医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

- ア 県から「診療・検査医療機関」の指定を受けていること。
- イ 対応時間に発熱患者等からの相談に対応できる体制を確保していること。なお、対応時間については、以下のとおりとする。
 - 平日 17時15分から翌朝8時30分まで
 - 土曜・日曜・祝日（※） 8時30分から翌朝8時30分まで
 - ※祝日には、年末年始期間（12月29日～1月3日まで）を含む。
- ウ 相談には看護職員等（※）が対応すること。
 - ※医師、看護師又は保健師

(2) 機能要件

- ア 患者からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、県内の「診療・検査医療機関」とその対応時間等を、把握しておくこと。
- イ 患者からの相談に対しては、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴（海外渡航歴等も含めて）、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取ったうえで、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話したうえで受診するよう伝えること。

(指定の申請)

- 第3条 電話相談体制整備医療機関の指定を受けようとする医療機関は、様式第1号に定める指定申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、結果を申請者へ通知する。
 - 3 知事は、第1項に規定する申請があった医療機関を電話相談体制整備医療機関に指定する場合は、様式第4号により指定通知書を交付する。

(変更の届出)

第4条 電話相談体制整備医療機関は、前条に基づき提出した指定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2号に定める変更届出書を知事に提出しなければならない。

(電話相談体制整備医療機関の情報の公表)

第5条 県は、電話相談体制整備医療機関の医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、県ホームページ等で公表するものとする。

(報告事項)

第6条 電話相談体制整備医療機関は、指定されている期間中は、相談件数等について翌日（翌日が土日祝日の場合は次の平日）の12時までに県へ報告すること。（報告内容：相談件数、回答内容別相談件数等）

(指定の解除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

(1) インフルエンザ流行期を過ぎたとき。

(2) 電話相談体制整備医療機関が電話相談体制整備医療機関の要件を満たさなくなったとき。

(3) 電話相談体制整備医療機関が指定の辞退の意思表示をしたとき。

2 前項第3号の意思表示は、様式第3号に定める指定辞退申出書の知事への提出により行うものとし、その提出をもって指定を解除するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年11月 日から施行する。

都道府県から「電話相談体制を整備した医療機関」の指定を受けた医療機関の皆様へ

厚生労働省健康局結核感染症課

令和２年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業のご案内

都道府県から「電話相談体制を整備した医療機関」の指定を受けた医療機関の皆様は、上記補助金の交付を受けることができます。この補助金は、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日休日や夜間の電話相談業務を行う医療機関に対して、体制整備に必要な費用（消耗品、備品購入、賃金、賃借料、保険料、光熱水費など）を 100 万円の範囲内で実費支援するものです。

補助金の交付を受けることを希望される医療機関におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 申請書類の配布

厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

(URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000681329.xlsx>)

2. 対象となる医療機関

受診・相談センターから依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関

3. 補助対象経費

受診・相談センターからの依頼を受けた日から令和３年３月 31 日までにかかる電話相談業務に必要な次に掲げる経費

賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費）、
役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

4. 補助金の上限額

1 施設当たり 1, 000 千円

5. 申請書の提出

○提出期限：令和２年 10 月 30 日としていますが、それ以降も随時受け付けますので、
都道府県から指定を受けた後、できる限り速やかにご提出ください。

○提出方法：以下へ郵送してください。

住所： 〒100-8779 銀座郵便局留

宛先： 100-8916 厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

○提出書類

- (1) 交付申請書（厚生労働大臣宛の補助金の交付申請書）
- (2) 交付申請書の別紙（医療機関の基本情報や申請内容を記載）
- (3) 厚生労働省への請求書（補助金の支払いのための請求書）
- (4) 都道府県から電話相談体制を整備した医療機関として指定を受けたことを証する書類（都道府県の指定通知書等の写し）
- (5) 予算書（抄本）

6. 交付申請書の記入方法について

交付申請書関係書類には複数のシートがあります。そのうちタブの色が黄色になっているシートが記入要領となっていますので、よくお読みください。

7. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については内容を審査のうえ、適切な場合に、補助金の交付決定を行います。補助金の交付を決定した医療機関の皆様には交付決定通知書を郵送するとともに、請求額を請求書記載の金融機関に振り込ませていただきます。

8. 補助金の実績報告等について

補助金の交付を受けた場合には、事業完了後などの機会に実績報告書をご提出いただくこととなります。

また、令和2年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（0円の場合を含む）は、令和4年6月30日までに消費税等の仕入控除額報告書を厚生労働省へご提出いただくこととなります。

これらに関しては後日ご案内させていただきます。

9. 留意事項

- (1) 本補助金は実費支給です。事業実績報告書における国庫補助精算額が、事業実績報告時に既に交付している額より少ない場合には、補助金の額の確定後に差額分について返金していただく必要があります。また、補助金に係る仕入控除額がある場合には、当該仕入控除額を返金していただくこととなりますので、資金管理にはご留意いただくようお願いします。
- (2) 本補助金により30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には、厚生労働大臣の承認が必要となり、内容によっては補助金の全部又は一部を返納いただくこととなります。
- (3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。

(4) その他本事業の詳細については、本事業の交付要綱をご覧くださいほか、下記にお問い合わせください。

10. 本件に対する照会先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933

11. 添付資料

(1) 本補助金の概要資料

(2) Q&A

(3) 申請書等様式・記入例

(4) 令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）交付要綱